

経税部  
だより

# 2016(平成28)年度税制改正大綱

税理士 井川 博幸

自民・公明の両党は昨年12月16日、2016(平成28)年度与党税制改正大綱を正式決定した。柱は、消費税の軽減税率の導入と法人実効税率の引下げである。

今回はこの税制改正大綱の概略をまとめてみた。

## 2016(平成28)年度 税制改正大綱の概要

### 1. 個人所得課税

①空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入  
(医療費控除の特例)の導入  
・被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋を相続した相続人が、耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除(3000万円)を導入する。

②三世同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入  
・三世同居に対応した住宅リフォームに關し、住宅借入金等を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入する。  
③スイッチOTC薬控除  
④個人の寄付税制の包括的な見直し  
・国立大学法人等の学生の修学支援事業のために充てられる寄付について税額控除制度を導入する。  
⑤通勤手当の非課税限度額の引上げ  
・通勤手当の非課税限度額の最高限度額を月10万円から15万円に引上げる。

### 2. 資産課税

①機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設  
・中小企業の生産性向上に關する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業等が、一定の機

### 3. 法人課税

①法人税  
・法人税率の引下げ等  
・法人税の税率について、表1のとおり、段階的に引下げる。  
②減価償却の見直し  
2016(平成28)年4月1日以後に取得をする「建物附属設備」及び「構築物」の償却方法を定額法に一本化する。これは所得税についても同様。  
③租税特別措置の見直し  
・生産性向上設備促進税制は、適用期限をもって廃止する。  
④地方法人課税(2017年4月1日以後開始する事業年度から)  
・地方住民税法人税割の税率の引下げ(表2)  
・地方法人税の税率の引上げ

表1 法人税率の引下げ

	2015年度	2016・17年度	2018年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割	6.0%	3.6%	3.6%
法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

表2 地方住民税法人税割の税率の引下げ

	現行		改正案	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

### 4. 消費課税

①消費税の軽減税率制度の導入  
・2017(平成29)年4月に、軽減税率制度を導入する。  
・対象品目は、酒類及び外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞の定期購読料。  
・軽減税率は8%で(国税分6・24%、地方税分1・76%)  
・2021(平成33)年

### 5. 納税環境整備

①国税のクレジットカード納付制度の創設  
・クレジットカードによる国税の納付制度を創設する。  
②加算税制度の見直し  
・調査を行う旨の通知以後、かつ、更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合(現行0%)を5%とする。  
③マイナンバー記載の対象書類の見直し  
給与等の支払者に対して給与所得者の扶養控除申告書等を提出する場合において、その支払者が、提出する者の個人番号及び控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号等を記載した帳簿を備えているときは、提出する者は、当該提出する申告書に個人番号の記載を要しないものとされた。

## 法人税減税は必要なのか

法人税減税の目的は、海外企業の誘致を促進し、日本企業の国際競争力を高めることを期待したものである。財務省の「国・地方を合わせた法人税率の国際比較」によると日本の実効税率は33%、ドイツ29・66%、イギリス20・00%、中国25・00%、韓国24・20%で、日本の法人税率が高い水準になっている。大綱では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引

## 消費税増税(軽減税率)は 何が問題なのか

消費税率は、来年4月から10%に引上げられることが決められている。この引上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を達成することを目的に実施されるものである。社会保障制度の充実が急務であることは明らかであるし、わが国の財政の現状は非常に厳しい状況である。しかし、消費税の増税が必ずしも社会保障の財源に使われたわけではない。財務省の資料による主要税目の推移をみると、1989(平成元)年消費税率導入時は、法人税率19・0%、所得税率21・4%、消費税3・3%であったものが、

下げるといふ考えの下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すとしている。しかし、法人税の現実の課税ベースは多くの優遇措置である租税特別措置によって低く押さえられている。財務省のデータでも、法人所得における課税ベースは日本31・9%、アメリカ49・3%、イギリス63・4%、ドイツ48・9%、フランス47・0%、中国52・4%、韓国61・2%で日本の法人税率が高いという批判はあるが、税収を構成するもう一つの要素である課税ベースは極めて低いと公表されている。税率は高いとは言え、実質負担はかなり低いと言える。また、日本より税率が高いアメリカでは、世界的な大企業を多く輩出しており、決して法人税減税が国際競争力を高めているわけではない。アベノミクスにより経済の「好循環」が生まれ

性的緩和が目的とされているが、低所得者も高所得者も同じように軽減税率が適用されるため、低所得者よりも多額のものを購入する高所得者への恩恵のほうが上回ることにになり、その効果は逆進的になることが与党税制協議会でも示されている。②対象品目・線引きの設定が困難  
合理的な対象品目の設定をすることが極めて困難である。大綱では、軽減税率対象品目として、飲食料品の譲渡(酒類、外食を除く)となっているが、外食の線引きについてわかりにくい部分があり、軽減税率導入後の混乱は必至と思われる。③事業者事務負担の増大  
複数税率制度に対応した仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を2021(平成33)年4月から導入することとしているが、これは、店頭はもろんのこと、広範な事業者の事務負担が増加し、またシステム開発などに多額の資金が必要となる。軽減税率制度と比べても、税率が8%に据え置かれるだけであり、何の軽減にもなっていない。また、軽減税率導入に必要な財源1兆円の内6000億円の見直しは立っておらず、今後の検討課題になっている。このように問題の多い軽減税率を導入してまで消費税増税をすることなく、租税立法上の原則である応能負担の税制に戻すべきである。